

釜石市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、市の区域内に存する空家等の適正な管理及び活用の総合的な対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(立入調査等)

第5条 市長は、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査並びに第8条の規定による応急措置その他空家等に関し、特に必要と認める場合は、法第9条の規定による立入調査等(以下「立入調査等」という。)を行うものとする。

(特定空家等の認定及び取消し)

第6条 市長は、空家等が不適切な状態にあり、特定空家等に該当すると判断されるときは、第10条に定める釜石市空家等対策推進協議会の意見を聴いた上で、特定空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により特定空家等と認定したときは、遅滞なく、確知した当該特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項に規定する助言又は指導を付して通知するものとする。

3 市長は、特定空家等が適切な管理又は除却により第1項の不適切な状態を解消したと認めるときは、特定空家等の認定を取り消すものとする。

(特定空家等に対する措置)

第7条 市長は、立入調査等により、前条第2項の規定による助言又は指導をした特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは同条第10項の規定による代執行その他の必要な措置を行うものとする。

2 市長は、前項の勧告を受けた特定空家等の所有者等が適切な管理又は除却により当該勧告に係る措置を履行し、不適切な状態を解消したと認められるときは、遅滞なく、当該勧告を取り消すものとする。

(応急措置)

第8条 市長は、空家等が市民の生命、身体又は財産に損害を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合であつて、かつ、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、その損害を予防し、又はその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を行ったときは、当該空家等の所在地及び措置の内容を当該空家等の所有者等に通知をするものとする。ただし、通知すべき所有者等の氏名又はその所在を確知することができない場合にあつては、その内容を告示することをもってこれに代えることができるものとし、当該告示の日から2週間を経過したときに当該通知があつたものとみなす。

3 市長は、第1項の措置を行ったときは、空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(空家等対策計画)

第9条 市長は、空家等の適正な管理及び活用に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定により、空家等対策計画を作成するものとする。

(空家等対策推進協議会)

第10条 法第7条第1項の規定により、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、釜石市空家等対策推進協議会を置くこととし、必要な事項は別に定める。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。